の相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十九年五月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十八年十一月十五日から平成二十九年五月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79,685}{100}$＋経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十八年十一月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額

十九　元利金支払場所　日本銀行

官　庁　報　告

官　庁　事　項

森林・林業基本計画の変更

政府は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第７項の規定に基づき、森林・林業基本計画（平成18年９月８日閣議決定）の全部の変更を、去る５月24日に閣議決定した。

以下、その全文を同条第８項において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

平成28年6月9日　農林水産省

森林・林業基本計画

まえがき

（戦後造成された我が国の森林）

我が国の森林は、国土の約３分の２を占め、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。この豊かな森林の多くは、戦後、「荒れた国土に緑の晴れ着を」を合言葉に進められた荒廃森林への復旧造林、戦後復興や高度経済成長を支える木材を供給するために行われた拡大造林など先人の努力により植栽、保育されてきたものである。

（本格的な利用期を迎えた人工林）

その結果、これまでに1,000万haを超える人工林が造成され、その蓄積は半世紀前の５倍以上に増加し、森林の総蓄積は約50億㎥に達するなど森林資源は充実した。また、既に半数以上の人工林が一般的な主伐期である10齢級以上となり、このまま推移した場合、おおむね５年後の平成32年度末には、その割合は約７割に達すると見込まれている。人工林に主伐期が到来したことは、すなわち、更新期が到来したことを意味するものであり、従来の延長線上にある保育主体の施業も転換期を迎えつつある。我が国は、自らの手で造成した森林資源を有効活用すると同時に、計画的に再造成すべき時期を迎えており、過去に経験したことのない新たな段階に入ったと言える。このように、大きな転換期を迎えた森林を適切に整備・保全しつつ、循環利用することは、森林の保続培養と森林生産力の増進を図るだけでなく、国土保全等の公益的機能を維持・向上させ、ひいては環境負荷の少ない社会の形成、伝統的又は新たな「木の文化」の継承と創造に大きな役割を果たすものである。

（森林・林業が抱える課題と情勢変化）

政府は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号。以下「基本法」という。）に基づく森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）を平成13年10月に策定して以降、５年ごとに見直すとともに、各般の施策を推進してきた。平成23年７月に策定された基本計画（以下「前基本計画」という。）の下では、利用間伐の着実な実施等により、木材供給量が増加するとともに、製材・合板などの木材加工・流通施設の整備等が進むなど、一定の成果が得られたところである。

しかしながら、我が国の林業においては、生産性は向上しつつあるものの、依然として低位にとどまり、小規模・分散的な原木供給の形態から脱していない。その結果、木材価格の下落が長期間にわたり、林業採算性が悪化してきたこれまでの経験等から、森林所有者が経営意欲を持てずにいる中、豊富な森林資源を十二分に活用することなく、需要に応じた安定的な原木供給ができていない現状にある。また、今後、木材需要の大幅な増加を見込むことが難しい中、木材産業においては、消費者・実需者の求める品質・性能の確かな製品等を十分に供給できていないといった課題を抱えている。

森林及び林業を取り巻く情勢は大きく変化しつつある。我が国は少子高齢化が急速に進展しており、総人口は平成22年にピークを迎えて減少局面に転じるなど、我が国の経済社会は大きな転換点を迎えている。このため、地域の特性を活かした産業育成による就業機会の創出等により定住を促進し、「ひと」が「しごと」をつくり、「まち」をつくる好循環を確立すること、すなわち、「地方創生」が、政府を挙げて取り組むべき喫緊の課題となっている。このような中、山村等においては、地方創生に寄与し得る産業として林業及び木材産業への期待が高まっている。また、木材の利用をめぐっては、木質バイオマスのエネルギー利用が拡大しているほか、ＣＬＴ（直交集成板）等新たな木質部材の開発、公共建築物のみならず商業施設等における積極的な木造化・内装木質化の取組など従来にない変化が生じている。

（基本計画の見直し）

このような課題や情勢変化等を踏まえれば、この変化等を適確に受け止めるとともに、前基本計画の施策を適切に評価した上で施策全般を見直し、民間の活力を活かしつつ、新たな施策を効果的に展開していく必要がある。基本計画は、このような認識の下、今後の森林及び林業に関する各種施策の基本的な方向を明らかにするものである。この基本計画を指針とし、森林・林業に携わる全ての関係者が主体的な取組を展開することを期待する。

なお、この基本計画は、今後20年程度を見通して定めるものであるが、森林及び林業をめぐる情勢の変化並びに施策の効果の全般にわたる評価を踏まえ、おおむね５年ごとに見直し、所要の変更を行う。

第１　森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という基本法が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、森林及び林業をめぐる情勢等を踏まえた政策的な対応方向を明らかにして、森林及び林業に関する施策を体系的に講じていくこととする。

１　前基本計画に基づく施策の評価等

⑴　前基本計画に掲げた目標の進捗状況

①　森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

前基本計画では、森林の機能とその機能を発揮する上での「森林の望ましい姿」を例示するとともに、森林の区分ごとの「誘導の考え方」を明らかにした。その上で、機能発揮に必要な森林の面積・蓄積・成長量が確保され、安定的に推移する状態を「指向する森林の状態」として参考に示し、これに到達する過程の５年後・10年後・20年後の森林の状態を目標として設定した。

前基本計画の策定以降、京都議定書の目標達成に向けた間伐等の取組は進んだものの、育成複層林への誘導が遅れており、平成27年に120万haと見込んだ育成複層林の面積は104万haにとどまった。森林の総蓄積は人工林を中心に着実に増加し、平成27年に約50億㎥となった。